

地方分権改革における、地方の課題解決の第一歩 提案募集方式について

～提案募集方式により、地方の実情を踏まえた権限移譲・規制緩和等の改革が可能に～

「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日、地方分権改革推進本部決定）に基づき、地方の発意に根ざした新たな取組を推進するため、個々の地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集し、それら提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」を平成26年から導入しています。

提案の主体

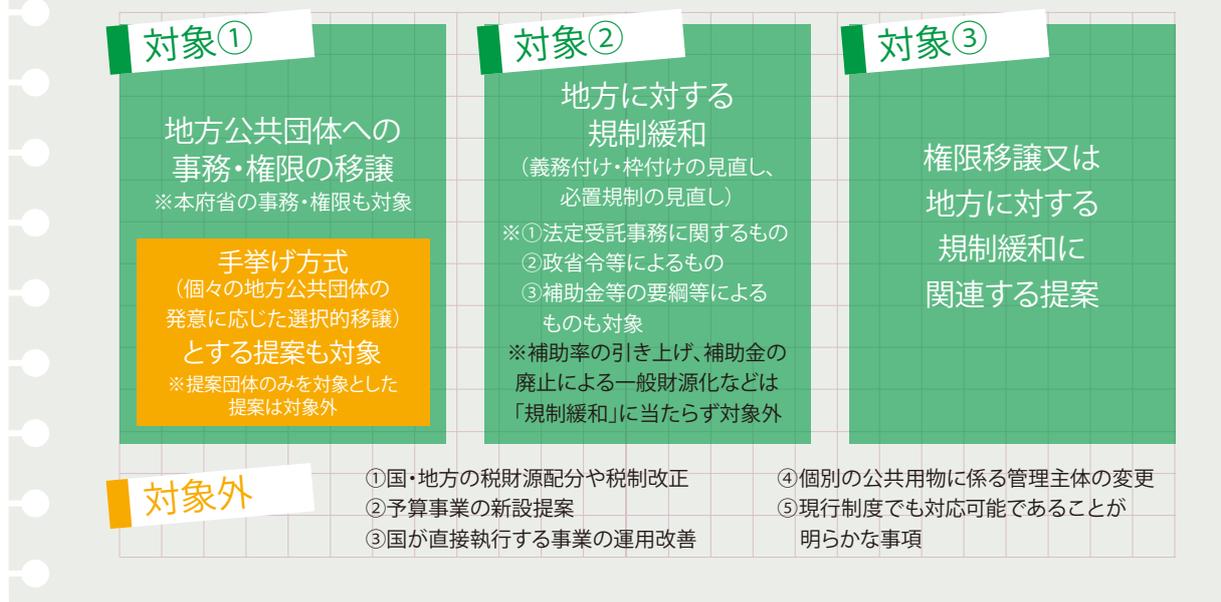
- (1) 都道府県及び市町村（特別区を含む。）
- (2) 一部事務組合及び広域連合
- (3) 全国的連合組織（地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3第1項に規定する全国的連合組織で同項に規定する届出をしたものをいう。）
- (4) 地方公共団体を構成員とする組織（上記（3）を除く。）

提案の対象

- ① 地方公共団体への事務・権限の移譲
- ② 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しをいう。）

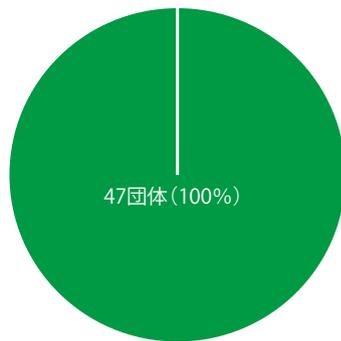
※義務付け・枠付けの見直しとは、国が法律などに定めた「地方公共団体は××の事務を行わなければならない」、「××の事務を行う場合は△△の方法で行わなければならない」など、全国一律に定めた基準を廃止したり、条例に委任したりする見直しをいう。

提案の対象範囲のイメージ図

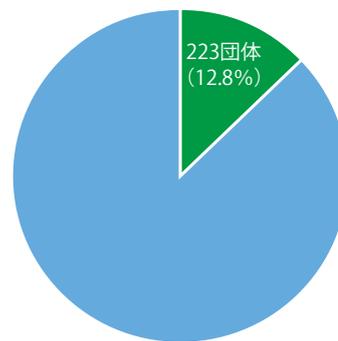


提案団体数(平成26年～29年・累計)

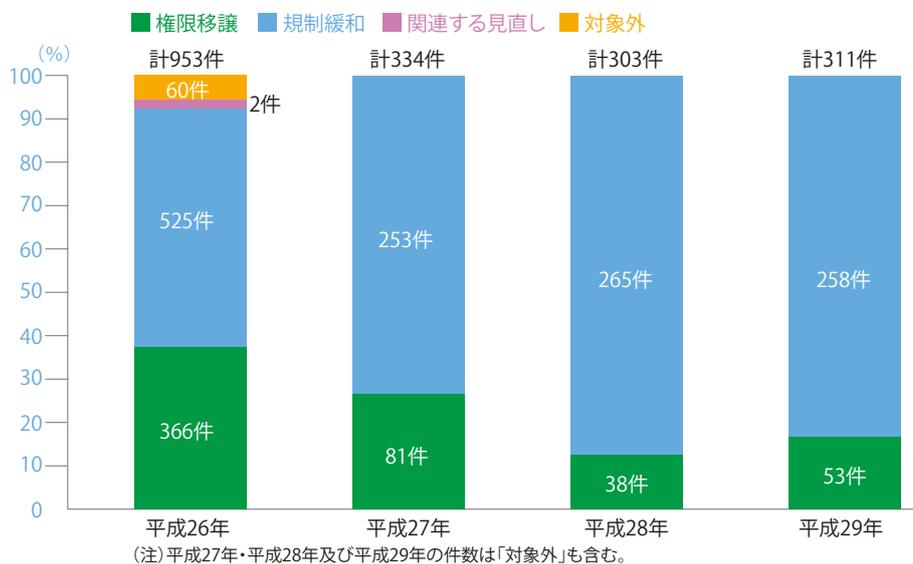
●都道府県(47団体)



●市区町村(1,741団体)



提案件数(平成26年～29年)



対応状況(平成26年～29年)

年	(件数)					実現・対応の割合 c/e
	提案の趣旨を踏まえ対応 a	現行規定で対応可能 b	小計 c=a+b	実現できなかったもの d	合計 e=c+d	
平成26年	263	78	341	194	535	63.7%
平成27年	124	42	166	62	228	72.8%
平成28年	116	34	150	46	196	76.5%
平成29年	157	29	186	21	207	89.9%

(注)合計は、提案があったもののうち、予算編成過程での検討を求めるもの、これまでの提案募集で既に扱われたもの、提案募集の対象外であるもの等を除いた提案に係る件数